

令和4年12月7日

令和4年広島県議会12月定例会議案（その1）

広島県

令和4年広島県議会12月定例会議案目次（その1）

県第92号	令和4年度広島県一般会計補正予算（第4号）	1
県第93号	令和4年度広島県県営林事業費特別会計補正予算（第1号）	12
県第94号	令和4年度広島県港湾特別整備事業費特別会計補正予算（第2号）	15
県第95号	令和4年度広島県県営住宅事業費特別会計補正予算（第1号）	18
県第96号	令和4年度広島県病院事業会計補正予算（第3号）	21
県第97号	令和4年度広島県工業用水道事業会計補正予算（第3号）	23
県第98号	令和4年度広島県土地造成事業会計補正予算（第1号）	25
県第99号	令和4年度広島県水道用水供給事業会計補正予算（第3号）	27
県第100号	令和4年度広島県流域下水道事業会計補正予算（第3号）	29

県第92号議案

令和4年度広島県一般会計補正予算（第4号）

令和4年度広島県一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 34,683,316千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,261,767,126千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加及び変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和4年12月7日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
9 国庫支出金		226,438,886	23,644,044	250,082,930
	1 国庫負担金	77,539,076	7,345,720	84,884,796
	2 国庫補助金	145,537,605	16,298,324	161,835,929
11 寄附金		106,826	4,401	111,227
	1 寄附金	106,826	4,401	111,227
12 繰入金		54,366,821	5,655,139	60,021,960
	2 基金繰入金	54,146,727	5,655,139	59,801,866
14 諸収入		102,778,374	332	102,778,706
	7 雑入	10,937,486	332	10,937,818
15 県債		107,877,100	5,379,400	113,256,500
	1 県債	107,877,100	5,379,400	113,256,500
歳 入 合 計		1,227,083,810	34,683,316	1,261,767,126

歳 出		(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		2,120,099	6,907	2,127,006
	1 議会費	2,120,099	6,907	2,127,006
2 総務費		65,020,017	240,818	65,260,835
	1 総務管理費	35,539,177	74,340	35,613,517
	2 企画費	7,813,141	135,128	7,948,269
	3 地域振興費	8,171,587	6,373	8,177,960
	4 徴税費	8,955,311	17,056	8,972,367
	5 選挙費	1,705,697	283	1,705,980
	6 防災費	1,969,705	3,801	1,973,506
	7 統計調査費	447,624	1,564	449,188
	8 人事委員会費	199,527	1,301	200,828
	9 監査委員費	218,248	972	219,220
3 民生費		142,042,883	1,978,222	144,021,105
	1 社会福祉費	107,501,840	1,700,212	109,202,052
	2 児童福祉費	34,024,011	278,010	34,302,021
4 衛生費		176,221,820	16,934,860	193,156,680
	1 公衆衛生費	111,478,420	12,098,868	123,577,288
	2 環境衛生費	3,887,699	11,943	3,899,642
	3 環境保全費	4,028,038	7,936	4,035,974

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	4 保健所費	1,982,746	13,157	1,995,903
	5 医薬費	52,375,918	4,802,956	57,178,874
5 労働費		3,665,839	57,414	3,723,253
	1 労政費	391,504	1,267	392,771
	2 職業訓練費	2,161,721	5,821	2,167,542
	3 雇用対策費	961,978	49,648	1,011,626
	4 労働委員会費	150,636	678	151,314
6 農林水産業費		32,574,216	898,617	33,472,833
	1 農業費	8,467,012	138,107	8,605,119
	2 畜産業費	3,115,175	45,543	3,160,718
	3 水産業費	2,345,673	2,956	2,348,629
	4 農地費	8,008,540	8,233	8,016,773
	5 林業費	10,637,816	703,778	11,341,594
7 商工費		109,873,591	3,973,560	113,847,151
	1 商業費	2,930,789	502,214	3,433,003
	2 工鉱業費	103,272,011	599,038	103,871,049
	3 観光費	3,670,791	2,872,308	6,543,099
8 土木費		111,834,303	8,924,734	120,759,037
	1 土木管理費	11,072,966	22,894	11,095,860
	2 道路橋梁費	48,634,237	296,522	48,930,759
	3 河川海岸費	29,269,050	8,261,714	37,530,764

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	4 港湾費	12,198,732	331,900	12,530,632
	5 都市計画費	8,534,031	11,454	8,545,485
	6 住宅費	996,904	97	997,001
	7 空港費	1,128,383	153	1,128,536
9 警察費		65,760,385	537,509	66,297,894
	1 警察管理費	60,562,604	519,334	61,081,938
	2 警察活動費	5,197,781	18,175	5,215,956
10 教育費		188,497,630	1,076,675	189,574,305
	1 教育総務費	29,670,088	82,393	29,752,481
	2 小学校費	53,684,837	413,692	54,098,529
	3 中学校費	32,477,437	214,785	32,692,222
	4 高等学校費	49,106,901	219,167	49,326,068
	5 特別支援学校費	16,928,087	124,258	17,052,345
	7 社会教育費	1,414,509	5,100	1,419,609
	8 保健体育費	377,871	17,280	395,151
11 災害復旧費		28,174,198	54,000	28,228,198
	3 公共施設災害復旧費	25,400	54,000	79,400
歳 出 合 計		1,227,083,810	34,683,316	1,261,767,126

第2表 繰越明許費補正

(追加及び変更)

(単位：千円)

款	項	事業名	金額	
			補正前	補正後
5 労働費			0	20,000
	3 雇用対策費		0	20,000
		就業支援対策費	0	20,000
6 農林水産業費			0	777,000
	4 農地費		0	84,000
		かんがい排水事業費	0	84,000
	5 林業費		0	693,000
		治山激甚災害対策特別緊急事業費	0	693,000
7 商工費			3,566,000	4,657,038
	1 商業費		60,000	552,000
		流通促進事業費	0	292,000
		国際ビジネス交流推進費	0	200,000
	2 工鉱業費		2,956,000	3,555,038
		中小企業支援対策費	956,000	1,186,000
		産業集積促進費	0	369,038
8 土木費			1,796,000	13,273,768
	2 道路橋梁費		558,750	2,172,906

(単位：千円)

款	項	事業名	金額		
			補正前	補正後	
		道路災害防除費	0	399,717	
		除雪費	0	78,835	
		交通安全施設費（補助）	0	128,992	
		道路改良費（補助）	0	1,006,612	
	3 河川海岸費			757,000	9,292,473
		河川改修費	0	1,152,900	
		高潮対策費（河川）	0	52,500	
		河川情報基盤緊急整備事業	0	46,200	
		河川災害関連事業費	700,000	1,040,400	
		通常砂防費（補助）	0	423,602	
		急傾斜地崩壊対策事業費（補助）	0	120,897	
		砂防激甚災害対策特別事業費	0	6,090,000	
		港湾海岸保全施設費	0	308,974	
	4 港湾費			442,750	1,420,477
		港湾補修費	0	191,000	
		港湾改修費	0	488,727	
		港湾環境整備事業費	0	55,000	
		港整備交付金事業費	0	243,000	
	5 都市計画費			0	350,412

(単位：千円)

款	項	事業名	金額	
			補正前	補正後
		営繕工事等受託費	0	35,412
		街路事業費（補助）	0	210,000
		公園事業費（補助）	0	105,000
11 災害復旧費			0	2,788,146
	2 土木施設災害復旧費		0	2,788,146
		過年発生災害土木施設復旧費	0	2,750,306
		現年発生災害土木施設復旧費（補助）	0	37,840
合 計			5,362,000	21,515,952

第3表 債務負担行為補正

(追加及び変更)

(単位：千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
地域医療構想推進事業	—	—	令和5年度	194,619
施設内訓練民間活力導入事業	—	—	令和5年度	43,678
離転職者委託訓練事業	令和5年度	88,088	令和5年度から 令和7年度まで	302,962
おもてなしトイレ整備事業	令和5年度	60,200	令和5年度	104,000
広島サミット警備運営費	令和5年度	26,320	令和5年度	61,784
広島サミット警備警察装備費	令和5年度	98,683	令和5年度	231,920

第4表 地方債補正

(変更)

(単位：千円、%)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
一般公共事業	29,981,500	証書借入及び証券発行 (他の地方公共団体との共同発行を含む。)限度額のうち、全部又は一部の起債を翌年度以降に繰り延べることができる。	8.5以内	借入先の融資条件の定めるところによる。	34,092,100	証書借入及び証券発行 (他の地方公共団体との共同発行を含む。)限度額のうち、全部又は一部の起債を翌年度以降に繰り延べることができる。	8.5以内	借入先の融資条件の定めるところによる。
補助災害復旧事業	7,825,200	証書借入及び証券発行 (他の地方公共団体との共同発行を含む。)	同上	同上	7,825,200	同上	同上	同上
単独災害復旧事業	130,400	同上	同上	同上	184,400	証書借入及び証券発行 (他の地方公共団体との共同発行を含む。)	同上	同上
公共施設等管理事業	1,965,600	同上	同上	同上	1,991,800	同上	同上	同上
港湾改良事業	2,554,200	証書借入及び証券発行 (他の地方公共団体との共同発行を含む。)限度額のうち、全部又は一部の起債を翌年度以降に繰り延べることができる。	同上	同上	2,743,700	証書借入及び証券発行 (他の地方公共団体との共同発行を含む。)限度額のうち、全部又は一部の起債を翌年度以降に繰り延べることができる。	同上	同上

(単位：千円、%)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
防災対策事業	14,403,600	証書借入及び証券発行 (他の地方公共団体との共同発行を含む。) 限度額のうち、全部又は一部の起債を翌年度以降に繰り延べることができる。	8.5以内	借入先の融資条件の定めるところによる。	15,402,700	証書借入及び証券発行 (他の地方公共団体との共同発行を含む。) 限度額のうち、全部又は一部の起債を翌年度以降に繰り延べることができる。	8.5以内	借入先の融資条件の定めるところによる。
合 計	107,877,100				113,256,500			

県第93号議案

令和4年度広島県県営林事業費特別会計補正予算（第1号）

令和4年度広島県県営林事業費特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ207千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ676,960千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年12月7日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 県営林事業費収入		676,753	207	676,960
	2 財産収入	376,154	207	376,361
歳 入 合 計		676,753	207	676,960

歳 出		(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 県営林事業費		676,753	207	676,960
	1 県営林事業費	676,753	207	676,960
歳 出 合 計		676,753	207	676,960

県第94号議案

令和4年度広島県港湾特別整備事業費特別会計補正予算（第2号）

令和4年度広島県港湾特別整備事業費特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ317千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16,046,787千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年12月7日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 港湾特別整備事業収入		16,046,470	317	16,046,787
	2 使用料及び手数料	2,326,630	317	2,326,947
歳 入 合 計		16,046,470	317	16,046,787

歳 出		(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 港湾特別整備事業費		16,046,470	317	16,046,787
	2 広島港費	3,698,649	145	3,698,794
	3 福山港費	668,877	172	669,049
歳 出 合 計		16,046,470	317	16,046,787

県第95号議案

令和4年度広島県県営住宅事業費特別会計補正予算（第1号）

令和4年度広島県県営住宅事業費特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,836千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,155,649千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年12月7日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 県営住宅事業収入		6,152,813	2,836	6,155,649
	1 使用料及び手数料	2,981,737	2,836	2,984,573
歳 入 合 計		6,152,813	2,836	6,155,649

歳 出		(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 県営住宅事業費		5,169,551	2,836	5,172,387
	1 県営住宅事業費	5,169,551	2,836	5,172,387
歳 出 合 計		6,152,813	2,836	6,155,649

令和4年度広島県病院事業会計補正予算（第3号）

（総 則）

第1条 令和4年度広島県病院事業会計補正予算（第3号）は、次条以下に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和4年度広島県病院事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（科 目）	（補 正 前）	（補 正）	（計）
(5) 主 要 な 建 設 改 良 事 業			
機 械 器 具 及 び 備 品 整 備 費	842,111 千円	36,374 千円	878,485 千円

（収益的収入及び支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（補正前の額）	（補 正 額）	（計）
収 入			
第1款 病 院 事 業 収 益	28,181,480 千円	77,763 千円	28,259,243 千円
第1項 医 業 収 益	24,119,476 千円	76,239 千円	24,195,715 千円
第2項 医 業 外 収 益	4,032,004 千円	1,524 千円	4,033,528 千円
支 出			
第1款 病 院 事 業 費 用	28,271,810 千円	173,269 千円	28,445,079 千円
第1項 医 業 費 用	27,761,774 千円	173,269 千円	27,935,043 千円

（資本的収入及び支出の補正）

第4条 予算第4条本文括弧書を「（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 1,534,620千円は、過年度分損益勘定留保資金 1,534,620千円で補填するものとする。）」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（補正前の額）	（補 正 額）	（計）
収 入			
第1款 資 本 的 収 入	1,915,141 千円	36,287 千円	1,951,428 千円
第1項 企 業 債	1,150,500 千円	18,100 千円	1,168,600 千円
第5項 補 助 金	0 千円	18,187 千円	18,187 千円

支 出

第1款 資 本 的 支 出	3,449,674 千円	36,374 千円	3,486,048 千円
第1項 建 設 改 良 費	1,206,663 千円	36,374 千円	1,243,037 千円

(企業債の補正)

第5条 予算第5条列記中限度額「1,150,500千円」を「1,168,600千円」に改める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第6条 予算第7条列記中職員給与費「13,503,809千円」を「13,674,030千円」に改める。

(たな卸資産購入限度額の補正)

第7条 予算第9条本文中「8,607,000千円」を「8,610,000千円」に改める。

令和4年12月7日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

県第97号議案

令和4年度広島県工業用水道事業会計補正予算（第3号）

（総 則）

第1条 令和4年度広島県工業用水道事業会計補正予算（第3号）は、次条以下に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和4年度広島県工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（科 目）	（補 正 前）	（補 正）	（計）
(4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業			
太田川東部工業用水道事業	440,574 千円	63 千円	440,637 千円
沼田川工業用水道事業	432,886 千円	52 千円	432,938 千円

（収益的収入及び支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（補正前の額）	（補 正 額）	（計）
支 出			
第1款 工 業 用 水 道 事 業 費 用	3,027,207 千円	1,607 千円	3,028,814 千円
第1項 営 業 費 用	2,880,645 千円	1,607 千円	2,882,252 千円

（資本的収入及び支出の補正）

第4条 予算第4条本文括弧書を「（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 777,840千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 57,047千円、過年度分損益勘定留保資金 377,232千円及び当年度分損益勘定留保資金 343,561千円で補填するものとする。）」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（補正前の額）	（補 正 額）	（計）
支 出			
第1款 資 本 的 支 出	1,672,098 千円	115 千円	1,672,213 千円
第1項 建 設 改 良 費	994,828 千円	115 千円	994,943 千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第5条 予算第8条列記中職員給与費「242,556千円」を「244,278千円」に改める。

令和4年12月7日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

県第98号議案

令和4年度広島県土地造成事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和4年度広島県土地造成事業会計補正予算（第1号）は、次条以下に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和4年度広島県土地造成事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（科 目）	（補 正 前）	（補 正）	（計）
(1) 土 地 造 成 事 業			
土 地 造 成 事 業 費	471,254 千円	167 千円	471,421 千円
箕 島 地 区 土 地 造 成	382,397 千円	167 千円	382,564 千円

（収益的収入及び支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（補正前の額）	（補 正 額）	（計）
支 出			
第1款 土 地 造 成 事 業 費 用	265,931 千円	404 千円	266,335 千円
第1項 営 業 費 用	189,228 千円	404 千円	189,632 千円

（資本的収入及び支出の補正）

第4条 予算第4条本文括弧書を「（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 1,444,510千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 64千円及び過年度分損益勘定留保資金 1,444,446千円で補填するものとする。）」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（補正前の額）	（補 正 額）	（計）
支 出			
第1款 資 本 的 支 出	3,727,383 千円	167 千円	3,727,550 千円
第1項 土 地 造 成 費	471,254 千円	167 千円	471,421 千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第5条 予算第7条列記中職員給与費「88,406千円」を「88,977千円」に改める。

令和4年12月7日提出

令和4年度広島県水道用水供給事業会計補正予算（第3号）

（総 則）

第1条 令和4年度広島県水道用水供給事業会計補正予算（第3号）は、次条以下に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和4年度広島県水道用水供給事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（科 目）	（補 正 前）	（補 正）	（計）
(4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業			
広島水道用水供給施設建設事業	3,939,724 千円	497 千円	3,940,221 千円
広島西部地域水道用水供給施設建設事業	1,105,244 千円	334 千円	1,105,578 千円
沼田川水道用水供給施設建設事業	998,052 千円	155 千円	998,207 千円

（収益的収入及び支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（補正前の額）	（補 正 額）	（計）
支 出			
第1款 水 道 用 水 供 給 事 業 費 用	10,019,601 千円	4,073 千円	10,023,674 千円
第1項 営 業 費 用	9,426,379 千円	4,073 千円	9,430,452 千円

（資本的収入及び支出の補正）

第4条 予算第4条本文括弧書を「（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 5,978,703千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 327,168千円、建設改良積立金 1,320,220千円、過年度分損益勘定留保資金 1,047,958千円及び当年度分損益勘定留保資金 3,283,357千円で補填するものとする。）」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（補正前の額）	（補 正 額）	（計）
支 出			
第1款 資 本 的 支 出	8,152,191 千円	986 千円	8,153,177 千円
第1項 建 設 改 良 費	6,051,037 千円	986 千円	6,052,023 千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第5条 予算第7条列記中職員給与費「772,606千円」を「777,665千円」に改める。

令和4年12月7日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

県第100号議案

令和4年度広島県流域下水道事業会計補正予算（第3号）

（総 則）

第1条 令和4年度広島県流域下水道事業会計補正予算（第3号）は、次条以下に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和4年度広島県流域下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（科 目）	（補 正 前）	（補 正）	（計）
(4) 建設改良事業			
太田川流域下水道建設事業	854,903 千円	120 千円	855,023 千円
芦田川流域下水道建設事業	802,690 千円	183 千円	802,873 千円
沼田川流域下水道建設事業	1,448,984 千円	461 千円	1,449,445 千円

（収益的収入及び支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（補正前の額）	（補 正 額）	（計）
支 出			
第1款 流域下水道事業費用	9,443,539 千円	399 千円	9,443,938 千円
第1項 営業費用	9,193,005 千円	399 千円	9,193,404 千円

（資本的収入及び支出の補正）

第4条 予算第4条本文括弧書を「（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 885,365千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 5,668千円、過年度分損益勘定留保資金 526,888千円及び当年度分損益勘定留保資金 352,809千円で補填するものとする。）」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（補正前の額）	（補 正 額）	（計）
支 出			
第1款 資本的支出	4,398,281 千円	764 千円	4,399,045 千円
第1項 建設改良費	3,106,577 千円	764 千円	3,107,341 千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第5条 予算第8条列記中職員給与費「151,556千円」を「152,719千円」に改める。

令和4年12月7日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦